

県庁前活動自粛 文書は撤回せず

県、市民団体に伝える

県庁前でアピール活動をしている市民団体に県が活動自粛を文書で求めたことについて、県財産活用推進課は8日、「県庁舎の管理に関する業務で、お願いという形だった。問題はないと考えている」とし、文書を撤回しない考えを団体メンバーに伝えた。

県と団体によると、団体は県公安委員会の許可を得て約5年間、県庁前の歩道で反原発などを訴えるアピール活動をしてきた。「活動の音量が大きくて不快」「美観上好ましくない」といった苦情が約10件寄せられたことから、県が今年3月、文書で活動を控えるよう要請。その後、「文書を出すのが財産活用推進課のどの業務にあたるのか」などと、団体側が県に公開質問状を出していた。(影山 遼)